

## ジェンダー視点から見た法整備と司法へのアクセス

多くの国で、法律や司法制度そのものが、男女の平等な権利を保障していない事例が存在します。例えば、土地の相続権や所有権が女性には認められていない、結婚や離婚、子どもの後見について女性に不利な条項が設けられている、ジェンダーに基づく暴力の被害にあった女性の権利が十分に保護されていない、などの事例が多くの国で見られます。

また、一般的に、男性に比べ、女性は司法手続きを利用しにくいと言われており、その理由として、識字

能力がなく書類が読めない、女性が家事や生産活動に追われ訴訟に参加する時間がない、報復や訴えた被害者のほうが非難されることを恐れる、家庭内暴力やジェンダーに基づく暴力を社会が暗黙のうちに認めている、女性の訴えを拾い上げる女性司法スタッフが足りない、などが挙げられます。

ジェンダー視点に立った法整備により法によるジェンダー差別をなくすとともに、女性がアクセスしやすい司法制度への改革が求められています。

## モンゴル

### プロジェクト情報

- 事業名：調停制度強化プロジェクトフェーズ 1&2  
(技術協力プロジェクト)
- 協力期間：2010 年から 2015 年
- 相手国機関：裁判所評議会

### 1. プロジェクトの概要・背景

モンゴルでは、1990 年の市場経済化以降、経済活動の活発化や社会の変化に応じて、民事、商取引、家事（離婚等）に関する紛争が増加してきました。それに伴い、人々や民間企業の権利を守るために、司法改革および多様な紛争解決制度の確立が求められるようになりました。特に、簡易な事件や話し合いによる解決に適した少額の金銭請求事件、離婚事件等を調停で解決することで、裁判所の訴訟事件の審理が充実し、また、市民が満足する形で早期に合理的な紛争解決を図ることが可能となるため、調停制度導入のニーズが非常に高まっていました。

そのような背景の下、JICA は、「調停制度強化プロジェクト」（フェーズ 1）を実施し、モンゴルにおいて新しい概念であった一般民事および家事事件における調停制度を導入するための支援を行いました。現在実施中のフェーズ 2 では、フェーズ 1 で試行的に導入し

た調停制度を全国に展開するための支援を実施しています。

### 2. ジェンダー視点に立った取り組み

モンゴルでは、調停ケースの約 2 割が離婚調停であり、その割合が非常に高くなっています。また、離婚を進める日本とは異なり、離婚回避を目指す傾向がみられます。離婚調停は、夫からの暴力等が原因である場合も多いため、妻側の負担が大きいのが特徴です。そのためプロジェクトでは、関係者への研修項目の中に、特に女性側の調停時の心理についての講座を設け、調停時に負担を受ける女性についての理解を促進する取り組みを行っています。この取り組みは、日本において離婚訴訟を含む弁護経験のある日本人専門家が、日本での経験に基づいてプロジェクトの作業部会に提案し、採用されました。



調停に関するセミナー風景

### プロジェクト情報

- 事業名：法制度整備プロジェクトフェーズ1～3、民法・民事訴訟法普及プロジェクト（フェーズ4）（技術協力プロジェクト）
- 協力期間：1999年から2017年
- 相手国機関：司法省

## 1. プロジェクトの概要・背景

カンボジアでは、20年にわたる内戦により、1991年の内戦終結時には既存の司法制度が壊滅状態にあり、法曹人材も一桁程度しか生存していないと言われる状況でした。このような中、カンボジア政府は、「法の支配」の確立のための法整備・法司法改革を国家の重要課題の一つとして位置づけてきました。JICAは、1999年から継続して、同国の民法・民事訴訟法をはじめとする20を超える民事関連法令の起草・成立と法曹人材の育成を支援してきました。現在実施中のフェーズ4では、裁判官・弁護士・司法省職員・大学講師の、民事関連法令に関する体系的な理解の促進と能力強化を支援しています。これにより、同国の民法、民事訴訟法および関連法令が適切に解釈されるとともに、現行法が自立的・持続的に運用され、新法の起草ができるようになることを目指しています。

## 2. ジェンダー視点から見たカンボジアの土地制度とJICAの取り組み

カンボジアでは、内戦により不動産の権利に関する書類がすべて廃棄され、また、強制移住などによって過去の土地所有・占有関係も不明となったため、1989年に、1979年以前の土地に関する権利はすべて無効とされました。その後、1992年の土地法の制定を経て、2001年には土地法が改正され、新たに土地の所有権を認定・登録する手続きが始まりました。

1989年に制定された婚姻・家族法により、婚姻中に取得もしくは購入した財産に関しては夫婦の共有財産とし、婚姻以前から所有している財産に関しては、夫

もしくは妻の名義とすることが決められました。そこで、土地所有権の認定・登録プロセスにおいても、既婚者の財産は、原則として夫婦の共有財産として登記することが奨励されています。2010年時点で182万件の土地が登記され、そのうち、63%の土地が夫婦の共同名義、19%が妻名義、8%が夫名義となっています。土地を夫婦の共有財産にすることにより、例えば妻の同意がなければ夫は自分の持分を処分できない等、社会的に低い立場に置かれている女性の土地への権利が保障されています。

日本は、上記の考え方が反映された民法の起草を支援し、土地の登記の方法等の運用に関する支援も行っています。

また、日本弁護士連合会とともに、以下のような支援も行いました。

### 弁護士会司法支援プロジェクト

2001年から2005年にかけて、JICAの支援の下、日本弁護士連合会は、カンボジアにおける弁護士養成のための制度づくりや弁護士養成校の設立・運営、現職弁護士への継続的な教育支援などを実施しました。その一つの活動として、ジェンダー課題を専門とする弁護士の質と専門的技術の向上と、カンボジア社会やカンボジア弁護士会におけるジェンダー課題に対する関心を高めることを目的に、ジェンダーに関するハンドブックを作成したり、セミナーを開催したりしました。



模擬裁判風景